

佐賀県訓令甲第10号

県土づくり本部
各土木事務所

佐賀県土木事務所処務規程（昭和29年佐賀県訓令甲第19号）の一部を次のように改正する。

平成28年3月31日

佐賀県知事 山口 祥 義

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>(簿冊の整備)</p> <p>第7条 略</p> <p>様式第22号(第7条関係)</p> <p>略</p> <p>(備考)</p> <p><u>1 成績は、甲、乙、丙、丁に区分すること。</u></p> <p><u>2 摘要欄には、手直、失期の有無その他参考になる事項を記載すること。</u></p>	<p>(簿冊の整備)</p> <p>第7条 略</p> <p><u>2 所長は、前項各号に規定する様式に記載すべき事項を電子計算組織に登録したときは、当該登録をもって、同項各号に掲げる簿冊を備え整理したものとするができる。</u></p> <p>様式第22号(第7条関係)</p> <p>略</p> <p>(備考) 摘要欄には、手直、失期の有無その他参考になる事項を記載すること。</p>

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。